

東京都小児医療協議会等の構成について（案）

東京都小児医療協議会（H22～）

【所管事項】

- ・ 都の小児医療体制の確保に関すること
- ・ 小児医療関係者の研修に関すること
- ・ 小児医療体制についての調査に関すること
- ・ その他、小児医療体制の確保に関して必要なこと

【委員の構成】

- ・ 都民代表
- ・ 学識経験者
- ・ 関係団体代表
- ・ 医療機関代表
- ・ 行政機関代表

【その他】

- ・ 部会を置くことができる
（協議会設置要綱 第7）

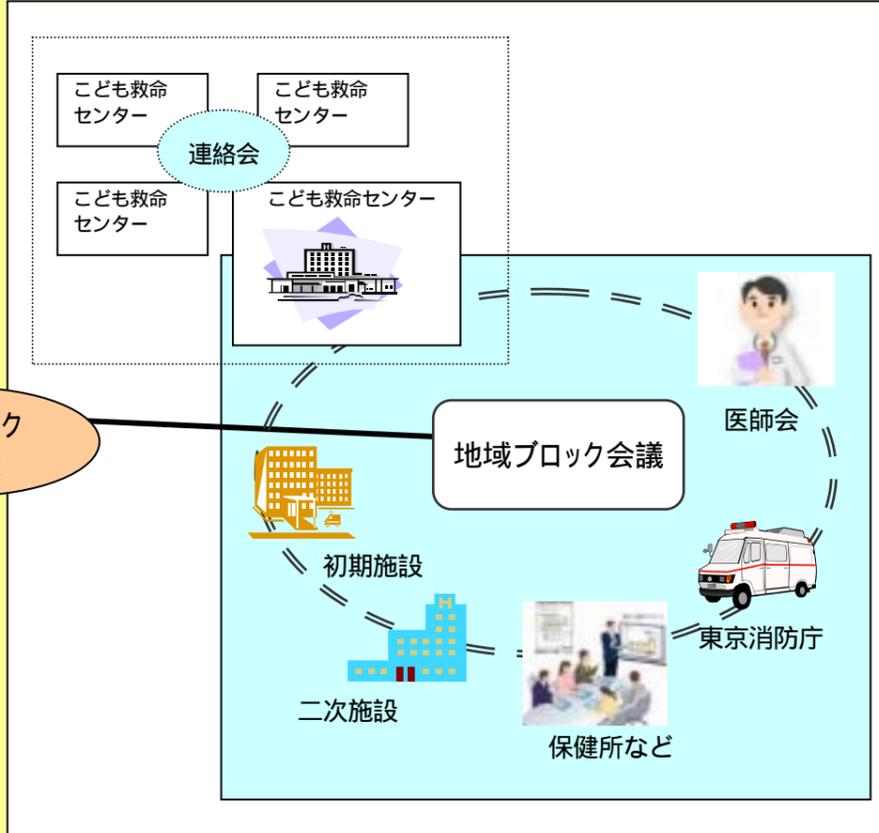
医療連携部会（仮）

【所管事項（案）】

- ・ 小児救急医療における初期、二次、三次の地域医療連携に関すること
- ・ 小児救急医療に係る実績、症例等の検証に関すること
- ・ その他、小児医療連携に関すること

【委員の構成（案）】

- ・ こども救命センター
- ・ 三次医療機関
- ・ 二次医療機関の医師及び医療ソーシャルワーカー
- ・ 保健所
- ・ 東京消防庁
- ・ 庁内関係部署 など



普及啓発部会（仮）

【所管事項（案）】

- ・ 小児初期救急診療に係る調査に関すること
- ・ 保護者等に対する研修、講演会に関すること
- ・ その他、小児医療の普及啓発に関すること

【委員の構成（案）】

- ・ 学識経験者
- ・ 都民代表
- ・ 医師会
- ・ 保健所
- ・ 庁内関係部署 など